

宮川町地区防災計画（案）

1 計画の名称

「宮川町地区防災計画」

2 計画の対象範囲

芦屋市宮川町に居住する住民

3 活動主体・活動団体

「宮川町自主防災会」

4 活動の基本方針及び目標

住民の相互協力の精神に基づく自主的な防災活動を基本方針とし、地震等災害発生時における被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

5 地区の特性

（1）人口・世帯数

617人／311世帯

65歳以上の高齢者は168人で、人口に占める割合は27.2%で、芦屋市の平均値27.3%と同程度となっている。

（2）地理的環境

海と山の間位置している扇状地で地形は平坦である。したがって、この地区においては山崩れ、地滑り等の災害は考えられない。

河川は町の東側に宮川が流れているが、巨大地震による津波の逆流、あるいは突発的な豪雨による氾濫の可能性については念頭に置いておく必要がある。

平成25年12月に兵庫県が発表した「南海トラフ巨大地震」のシミュレーションでは、津波が宮川を遡上し、市内で79ヘクタールの浸水が想定されているが、宮川町はその範囲に入っていない。

（3）建築物等

ほとんどは戸建て住宅が占めている。マンション等共同住宅は10棟余りあるが、多くは中小規模の建物である。

規模の大きい施設としては県立芦屋高校、NTT西日本兵庫支店、市立打出保育所がある。

- (4) 芦屋市の災害想定（平成25年12月兵庫県作成シミュレーション）
 最大津波水位 3.7メートル
 津波到達時間（津波高1メートル） 111分
 浸水面積 79ヘクタール

- (5) 阪神・淡路大震災時の建物被害
 全壊家屋82 半壊家屋38 一部損壊家屋45 その他17
 全半壊率 65.93% 芦屋市平均 56.96%

6 防災活動への取り組み経緯

自主防災組織は、平成13年に立ち上がり、当初は防災訓練や防災研修会などが行われていたが、近年は活動休止状態であった。

平成27年6月に活動を再開するにあたってのキックオフ・ミーティングとして「宮川町防災組織会合」を開催し、防災組織、メンバーの確認及び活動の方向性について意見交換を行った。

同年9月には「第1回推進会議」を開催し、芦屋市防災課河津係長を招き防災研修会を開催すると同時に、各係の平時の活動、災害時の活動について指針を示し自主防災会規約の改正案について検討を行った。

その後27年度内の主な取り組みは以下のとおり。

- 10月／県立芦屋高校ボランティア部の防災発表会への参加。
- 11月／県立芦屋高校において地震津波に関する学習会を開催。
- 12月／県立芦屋高校との合同避難訓練の実施。
- 3月／県立芦屋高校・打出保育所合同避難訓練への参加。

*いずれも災害発生時には避難場・所避難所となっている県立芦屋高校との連携強化を目的としたものであるが、今後も継続的に訓練を実施し、連携の維持強化を図っていくこととしている。

*宮川町自主防災会規約の改正案は、5月22日に開催された「平成28年度宮川町自治会総会」にて承認され、同日から発効することとなった。

7 防災活動の計画及び内容

防災活動の計画は、宮川町自主防災会規約に基づき、年度計画を作成し自治会総会の承認を得て実施する。

(1) 平成28年度計画

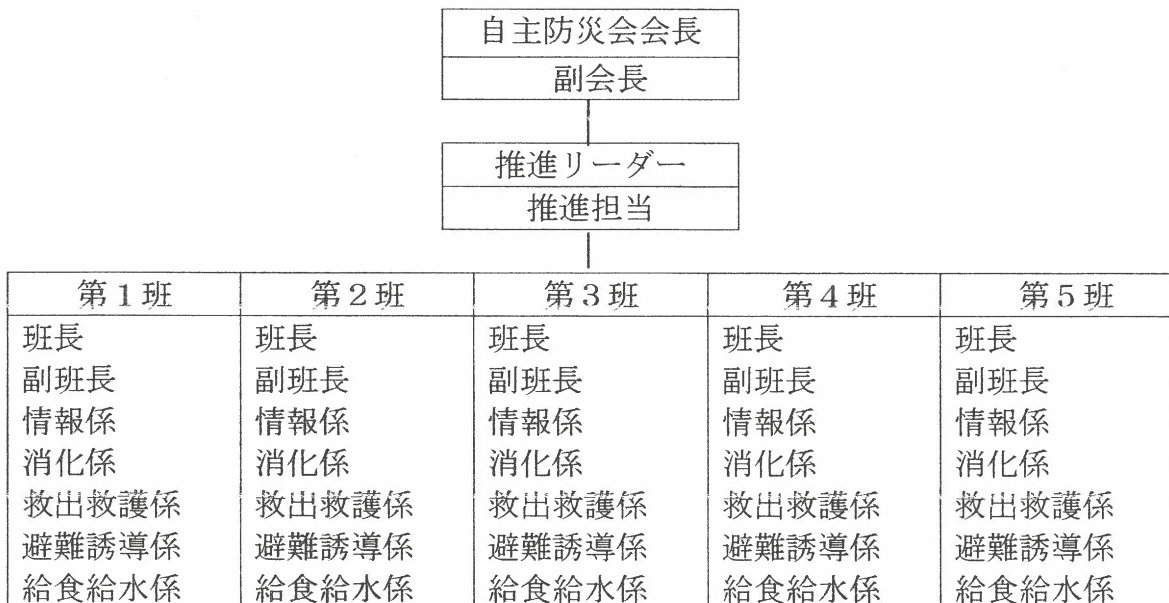
計 画	内 容
訓 練 研 修	1 防災訓練 実技体験型の訓練とし、芦屋市防災安全課、消防局の協力指導により開催。（4月宮塚公園にて実施）
	2 県立芦屋高校の防災訓練視察（自主防災会推進担当者）
	3 県立芦屋高校との合同訓練（12月・3月に予定）
	4 防災知識向上のための研修会（芦屋市に協力依頼）

防災意識の向上、防災組織の円滑な運営に関する取り組み	<p>1 推進会議 自主防災会の事業計画立案及び見直し、事業計画の推進状況の把握と対策を行うことを目的とし、年2回開催する。</p> <p>2 防災ミーティング 班長・副班長を中心に、事業計画の推進、実施方法等について意見交換をし、また防災活動全般について情報交換、課題共有の場とし、防災活動の活性化・意識向上につなげるものとする。年複数回の開催とする。</p> <p>3 班ミーティング 班長・副班長及び各係担当者相互の情報確認・伝達及び活動推進のための意見交換を行う。適宜開催する。</p> <p>4 係ミーティング 係ごとの役割確認、情報共有及び意見交換の場とする。適宜開催する。</p>
----------------------------	---

(2) 今後の課題

- ① 避難場所、避難所として想定している県立芦屋高校との合同訓練等を通じ連携強化を図る。(防災倉庫設置要望も含む)
- ② 避難所の運営について指針の作成及び訓練を実施する。
- ③ 町内の和光会、子ども会との連携強化を図る。
- ④ 打出保育所との連携について検討を行う。
- ⑤ 要配慮者名簿の確認と地区住民名簿の整備を推進する。
- ⑥ 防災マップの作成と見直し。
- ⑦ 防災資機材の点検、整備を行う。
- ⑧ 隣接する自治会防災組織との関係構築を推進する。また、合同訓練の実施について検討を行う。

(3) 防災活動の体制 (組織)



宮川町自主防災会規約（抜粋）

（役員の仕事）

- 第6条 会長は、防災会を代表し、会務を統括する。また、地震等の発生時における総合調整及び指示を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
 - 3 推進リーダーは、会長の命を受け、この会の事業を推進するために必要な調整を行う。また、地震等発生時における応急活動の指揮を行う。
 - 4 班長は、この会の事業を推進するために、副班長及び班員の指揮並びに連絡調整にあたる。
 - 5 副班長は、班長と共にその職務に協力する。

（3）平常時の活動及び災害時の活動

「宮川町自主防災活動の指針」に記載。（添付資料あり）

以上

宮川町自主防災活動の指針

作成 宮川町自主防災会推進担当

平成28年7月改定

1 基本方針

災害が発生したら、まず自分の安全、家族の安全を最優先に行動しましょう。
次に、周りの人と助け合って、一人でも多くの人の手助けをしましょう。

2 避難場所・避難所

津波が想定される場合の避難場所は「県立芦屋高校 南館4階」です。

災害発生後の避難生活場所である避難所は「県立芦屋高校 体育館」です。

3 防災倉庫

芦屋市の防災倉庫は市内に40か所ありますが、宮川町の近くでは、宮塚公園、若宮集会所内に設置されています。

宮川町の防災倉庫は宮川広場に設置されています。

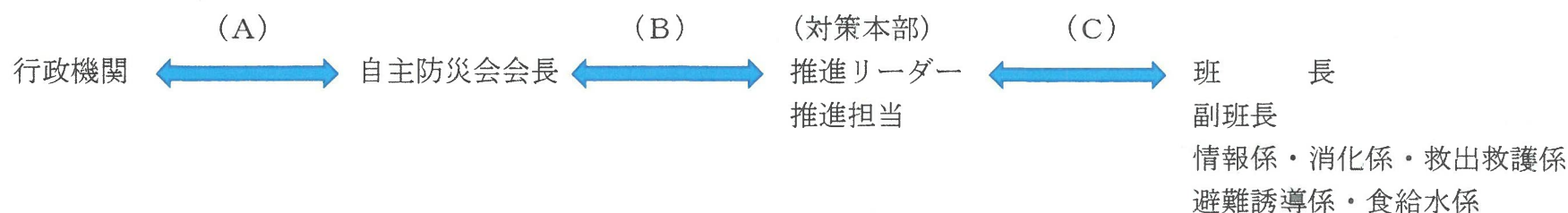
*収納・貯蔵品は別紙のとおりです。

4 防災活動の拠点(対策本部)

災害が発生し、自主防災組織が活動する際は、宮川町自主防災会会長の指示の下、推進リーダーが防災組織に対し具体的な活動について指揮をします。

その活動拠点は「県立芦屋高校」内に設置します。

(指揮・情報伝達等基本的な流れ)



(A) 自主防災会会長は組織を代表して、行政機関等へ町内の被災状況等について情報発信をし、必要に応じ救助・支援の要請をする。

また、行政機関等からの指示・各種情報を受け取る役割を担う。

(B) 自主防災会会長は行政機関等からの指示・各種情報を、組織に伝達するため推進リーダーにその旨を指示する。

推進リーダーは、町内の被災状況等について適宜自主防災会会長に報告し、必要により指示を仰ぐ。

(C) 推進リーダーは、町内の被災状況等を把握するため、各班長に報告を求め必要な対策について指揮を行う。

班長は班内の被災状況等について情報を収集し推進リーダーに報告をし、推進リーダーの指揮の下活動を行う。

また、各種指示伝達事項、情報を班員に伝達する。

人命に関わるような緊急を要する状況においては、活動に携わる人間の安全を第一に、班内の各係を中心にまわりの協力を得て救助活動等を行う。

以上はあくまでも基本的な考えを示したものです。実際の場面においてはこのような流れにならない場面が多々あると思います。一人ひとりが自分の安全を第一に、その場で出来る範囲のことを実行することが大切です。

そのためには日頃から「防災活動」についての関心を高め、知識を広める活動が大事であるといえます。

推 進 担 当 の 活 動

平 常 時	災 害 時
<p>1 防災訓練計画の取りまとめと実施 *各分野（情報・消火・救出救護・避難誘導・給食給水）の計画案を取りまとめ、総会に提出する。 *総会での承認を得た後、各担当・班と連携し訓練を実施する。</p> <p>2 各分野（担当・班係）の活動に関する調整と推進 *各分野の活動進捗状況の把握と促進を行う。</p> <p>3 他地域の防災組織との連携 *防災活動の取り組み状況についての情報収集を行う。 *防災訓練の共同開催等についての連携を図る。</p> <p>4 芦屋市防災課、消防等の行政組織や県立芦屋高校、企業等の地域内組織等との連携を促進する。</p> <p>5 地震等、災害発生時の活動についての指揮を行う ヘッド・クォーター（対策本部）としての役割を果たす部署とする。（業務は右のとおり）</p> <p>6 宮川町自主防災会の総務的業務を担当する。</p>	<p>1 被災状況（情報）の把握 *家屋の倒壊、人的被災、火災発生等 *行政機関への状況報告</p> <p>2 救出救護活動の状況把握と活動の指示 *集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。</p> <p>3 消火活動の状況把握と活動の指示 *集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。</p> <p>4 避難誘導の実施 *災害時要救護者の避難状況確認と救護（救出救護班との連携） *集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。</p> <p>5 炊き出し活動の実施指示</p> <p>6 食糧、飲料水、生活必需品等の確保と配分</p> <p>7 自主防災会の対外的窓口として、行政機関等に対する救助支援要請及び報告、情報発信を行う。（防災会会長の任務とする。） ➡各班の状況は、原則として班長が把握し推進担当に報告する。また、推進担当からの指示、連絡事項については同じく班長が係員、班員に伝達する。</p>

消 火 係 の 活 動

平 常 時	災 害 時
<p>1 消火資器材の整備点検</p> <p>(1) 消火資器材の台帳管理を行う。</p> <p>(2) 消火資器材の定期的点検を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">*年2回の点検を行う。</p> <p>2 消火訓練の実施</p> <p>(1) 消火訓練計画の策定と実施</p> <p>*推進担当が取りまとめる、全体の防災訓練に基づき実施する。</p> <p>3 地域内の防災点検（防災マップと連携）</p> <p style="padding-left: 20px;">*危険個所の把握と対策を検討する。</p> <p style="padding-left: 20px;">*活用可能資源の把握</p> <p style="padding-left: 40px;">河川、プール、貯水槽等</p>	<p>1 消火活動</p> <p>(1) 初期消火活動の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">*消化器による消火活動を実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">*河川、プール、貯水槽からのバケツリレーによる活動等</p> <p>(2) 出火状況について消防への連絡を行う。</p> <p>(3) 出火・消火状況について推進担当へ報告を行う。</p> <p>➡班長は、班の出火状況、消火活動の状況等を把握し、推進担当に報告をする。また、推進担当からの指示、連絡事項を係員、班員に伝達する。</p>

救出救護係の活動

平 常 時	災 害 時
<p>1 救助用資器材、医薬品等の整備点検 (1) 救助用資器材の台帳管理と定期的点検 (2) 医薬品の台帳管理と定期的点検 *年2回の点検を行う。</p> <p>2 救出救護訓練の実施 (1) 救出救護訓練計画の策定と実施 *推進担当が取りまとめる全体の防災訓練に基づき実施する。</p> <p>3 災害活動協力者の把握 (協力者リストの作成) (例) *消火活動に関する知識や技術を持った人 *救出救護活動 " *医療看護 " *会社等の事業所の情報 会社名・所在・業種・人員・防災への取組み状況等</p>	<p>1 負傷者等の救出救護の実施</p> <p>2 要救護者の救出 *台帳により救出救護状況の把握と実施</p> <p>3 負傷者等に対する応急手当の実施</p> <p>4 救出救護状況について推進担当へ報告</p> <p>5 行政、医療機関との連携</p> <p>⇒班長は、班内の負傷者の状況、要救護者の救出救護状況等を把握し、推進担当に報告をする。また、推進担当からの指示、連絡事項を係員、班員に伝達する。</p>

避難誘導係の活動

平 常 時	災 害 時
<p>1 避難路、避難場所の把握と告知 * 情報係との連携</p> <p>2 避難誘導訓練計画の策定と実施 * 推進担当が取りまとめる全体の防災訓練に基づき実施する。</p> <p>3 世帯台帳の作成 災害発生時の安否確認等を行うための台帳。プライバシーへの配慮必要。</p> <p>4 災害時要救護者台帳の作成 災害発生時の救出救護活動を行うための台帳。プライバシーへの配慮必要。 要救護者例／自力での移動が困難、情報入手発信が困難 車いす利用者、医療機器や薬などが常に必要な人</p>	<p>1 避難所への誘導</p> <p>2 避難状況の確認 * 世帯台帳により確認する。</p> <p>3 地域内の避難状況について推進担当へ報告</p> <p>4 避難所の開設と運営 * 運営方法等については避難先との調整要</p> <p>⇒ 班長は、班の避難状況等を把握し、推進担当に報告をする。また、推進担当からの指示、連絡事項を係員、班員に伝達する。</p>

給食給水係の活動

平 常 時	災 害 時
<p>1 炊飯機器、燃料等、関連資器材の整備点検 *年2回の点検を行う</p> <p>2 給食給水訓練計画の策定と実施 *推進担当が取りまとめる全体の防災訓練に基づき実施する。</p>	<p>1 炊き出し活動の実施</p> <p>2 食糧、飲料水、生活必需品等の確保と配分</p> <p>3 活動状況の推進担当への報告</p> <p>➡班長は、推進担当に班内の状況報告をすると共に、推進担当と連携を図り、町内の給食給水活動についての指示、連絡事項を係員、班員に伝達する。</p>

避難所運営マニュアル

宮川町自主防災会

はじめに

平成7年1月17日に発生した、阪神淡路大震災における芦屋市内の避難者は、ピーク時には2万960人と記録されています。

また、避難所は芦屋市の災害時指定避難所である20カ所を超え、69カ所に上ったとの記録もあります。

避難所はどのような場所であれ、慣れ親しんだ日常とは大きく異なり、不便、不自由を強いられるものです。それだけに、普段から避難所開設や運営に関わる指針を明らかにし、また必要な訓練を行う等により、少しでも快適な避難所生活が過ごせるよう準備しておくことが大事です。

宮川町自主防災会は県立芦屋高等学校（以下県芦と称す。）の理解と協力により、地震津波発生時の避難場所は県芦南館4階、その後の避難生活場所としての避難所は同校体育館としています。

災害発生に備えた避難訓練や、避難所開設訓練等、すでに同校の協力を得て訓練を実施してきましたが、この度避難所の開設、運営についてマニュアルを作成し、いざという時の指針を明確にすることとしました。

1 基本方針

- (1) 避難所の運営は宮川町自主防災会が設置する「避難所本部」が中心となって自主運営するものとします。
- (2) 避難所内の避難者に対する支援は、可能な限り公平に行うこととします。
- (3) 要支援者、要配慮者に対する支援は、可能な限り優先的に行うこととします。
- (4) 出来るだけ快適な生活環境を確保、実現するため、避難者に対して協力を求めることとします。
- (5) 避難所は地域の生活環境が復旧するまでの開設とし、復旧後は速やかに閉鎖します。

2 避難所の開設

宮川町住民の避難場所は、県立芦屋高校(以下県芦)南館4階としています。正門入口の鍵は、県芦との取り決めにより防災会が預かっています。

避難生活の場所としての避難所は県芦体育館としています。同じく入口の鍵は、県芦との取り決めにより防災会が預かっています。

(1) 避難所施設の開錠

防災会にて預かっている体育館の鍵は、門の鍵と建物入口の鍵です。

発災の場合は、鍵保管者あるいは推進担当、各役員が連携し開錠する。

(2) 避難所の設営

①体育館ステージ下、右側に収納されているシートを使って区割りをする。

*区割りは別に定めた方法、レイアウトにより行う。(避難所設営モデル)

②区割りは班ごととし、班の位置が分かるようプラカードを立てる。

- ③女性更衣スペース、授乳室を設置する。(要配慮者スペース)
 - ④これらの作業は、避難者受け入れのため短時間での対応が必要で、また力仕事になるため出来るだけ多くの人に協力を求めることが必要。
 - ⑤高齢、病気など、区割りの場所について配慮が必要な場合は、別途設けることとする。(要配慮者スペース)
 - ⑥炊き出しのための炊事場所は1階の調理場も使えますが、状況により使用不可の場合は建物外(南側階段手前の通路)に設置する。
- *具体的なレイアウトは、「避難所設営モデル(県立芦屋高校体育館2階)」に示していますが、当日の状況により臨機応変の判断が必要です。

(3) 避難者の受入れ

- ①体育館入口に「避難所本部」を設置する。
- ②「避難所本部」の組織は、宮川町自主防災会組織をもって構成する。
- ③「避難所本部」の設営は、防災会で用意したテント一張り、発電機、投光器及び体育館内の机、椅子にて行う。
- ④避難者の受け入れにあたっては、各班班長(又は班員)は世帯台帳にて受付を行い、班内の避難者を把握する。
- ⑤班長は班内各係担当者および住民の協力を得て、班内の被災状況を収集し、救出救護、各種支援の必要性について推進担当と連携し対処するものとする。
- ⑥特に、要支援者、要配慮者の状況把握について十分注意して対処するものとする。

(4) 避難所の運営

- ①避難所の運営については「避難所本部」において「避難所対策会議」を開催し、運営上の諸問題の検討及び情報の共有化を図ることとする。
会議出席者は原則として、会長、推進リーダー、推進担当、班長とする。
- ②「避難所対策会議」は朝夕2回開催することとし、朝は情報の伝達・共有、夕方は問題・課題等の共有と対策をメインテーマとする。
なお、出席者は各自で記録を作成することとする。
- ③行政、施設管理者、他地区防災会及びマスコミとの対応、連携は会長及び推進担当にて行うこととする。
- ④避難所運営のため、避難者への情報伝達、避難者同士の情報共有及び生活上の相談のため窓口を設置する。(「運営・相談カウンター」)
- ⑤班長は担当地区の避難者の状況について把握するよう努め、必要な処置等が発生した場合には、速やかに推進担当と連携し対処することとする。
- ⑥避難所での生活をできる限り気持ちよく、健康的なものにするため、お互いが守るべき事柄を「避難所生活ルール」としてまとめ、見やすい場所に掲示する。

(5) 役割分担

平常時及び災害時の役割分担については、別途「宮川町自主防災活動の指針」に示していますが、避難所の開設・運営に関する役割は以下のとおりとします。

役職・担当	役割
防災会会長	①自主防災会活動全体の統括 ②行政、関係組織への報告、情報提供 ③行政、関係組織への支援要請 ④行政、関係組織からの指示事項、情報の伝達
推進リーダー 推進担当	①推進リーダーは避難所開設・運営に関わる実務を指揮する。 ②推進リーダーは「避難所対策会議」を開催する。 ③推進担当は避難所内の区割り、「避難所本部」の設営について指揮する。 ④推進担当は避難所及び避難者の状況を把握し、必要な対策を検討、実施をする。
班長 副班長	①避難者の受け入れにおいては、世帯台帳に基づき世帯名、人等数を確認し受付を行う。 ②情報係と連携して、班内の被災状況を把握し各係担当者に対して必要な指示を行う。 ③各係と連携して、住民の避難状況を把握し、問題等の調整を行う。
情報係	①班内の被災状況、住民の避難状況を収集し推進担当に報告する。 ②班内の避難者に対して、情報の伝達及び収集を行う。
消火係	①火災発生時には初期消火にあたる。 ②鎮火後や活動の必要がない場合は、他の係に加わり活動を行う。
救出救護係	①発災後は情報係と連携し、被災者の救出救護にあたる。 ②避難所においては、高齢、病気、けが、障害等で配慮、支援の必要な避難者の支援を行う。
避難誘導係	①発災後は避難者の避難場所、避難所への誘導を行う。 ②世帯台帳に基づき要配慮者・支援者の避難支援を行う。
給食給水係	①炊き出しが必要な場合は、体育館内の設備を利用し行う。 ②食料や飲料等の支援物資の受け入れ、配分を行う。
設営	避難所内の区割り、「避難所本部」の設営については、推進担当者リーダーとなり、住民の協力を得て行うこととする。 また、住民は可能な限り設営に協力することとする。
運営・相談カウンター	より快適な避難所運営のため、避難者への情報伝達、避難者同士の情報共有及び生活上の相談のため窓口とする。 担当者は推進リーダーが指名することとする。

*添付 「避難所設営モデル(県立芦屋高校体育館2階)」

避難所設営モデル(県立芦屋高校体育館2階)

